

令和4年度アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業
委託業務企画提案説明書

1 業務の目的

アイヌ工芸品の認知度向上や販路拡大に向けた取組、また民間主導のアイヌ・プロダクツ制作・販売等の支援、さらにはアイヌの伝統的技術を継承する担い手育成に取り組むことによりアイヌ工芸の振興を図ることを目的とする。

なお、「アイヌ・プロダクツ」とは、現代的なデザインやコンセプトを取り入れ、社会ニーズを反映しながら、アイヌ工芸家が伝統的な技法や素材、文様等を用いて製作した製品（伝統工芸を部分的に用いた製品を含む。）をいう。

また、当事業における「アイヌ工芸品等」とは、アイヌの人たちの伝統的技術により製作された工芸品並びに当該工芸品及び伝統的技術を活用して開発された製品（ただし、アイヌ文様をコピーし、大量に生産された商品を除く。）をいう。

2 業務の内容

(1) アンテナショップの開設

アイヌ工芸品等のアンテナショップを試験的に開設・運営し、アイヌ工芸品等のPRを行うとともに、運営上の課題等を把握し、解決に向けた調査・分析を行うこと。

また、アンテナショップの開設・運営において、テナント制や代理販売等の運営方法についても整理し、アンテナショップの開設ができる方法を含めた具体的な提案書としてまとめること。

ア 実施期間

試験的なアンテナショップの開設・運営について、最低3月以上開設すること。（連続した1月以上を複数回に分けて実施することも可）

イ 実施場所

原則的に札幌市内を想定（観光スポットなど人流の多い場所を選定すること。）し、店舗床面積は15㎡以上を基本とする。

ウ 実施方法

令和3年度のアイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業委託業務で取りまとめられた報告書（以下「令和3年度報告書」という。）を参考にして、2の（2）のオンラインショップとの連携を考慮し試験的に開設・運営すること。

なお、「令和3年度報告書」については、企画提案者からの申込みにより貸与する。

エ その他

アンテナショップについて、受託者の利益が発生しないよう運営し、開設・運営は道や関係者と十分に協議した上で実施すること。

また、協議期間を含めた具体のスケジュールを提案すること。

(2) オンラインショップの開設

アイヌ工芸品等のオンラインショップを試験的に開設・運営し、運営上の課題等を把握し、解決に向けた調査・分析を行うこと。

なお、オンラインショップ開設にあたっては、アンテナショップの開設・運営と連動させて、アンテナショップでの注文についても対応するものとする。

ア 実施期間

オンラインショップの開設について、アンテナショップ開設期間を含めた6月以上とすること。

イ 実施方法

「令和3年度報告書」を参考にして、アンテナショップの開設・運営と連動させること。

なお、「令和3年度報告書」については、企画提案者からの申込みにより貸与する。

ウ その他

オンラインショップについて、受託者の利益が発生しないよう運営し、開設・運営は、道の事前承認を得るとともに、十分に協議した上で実施すること。

また、協議期間を含めた具体のスケジュールを提案すること。

(3) アイヌ・プロダクツのPR等

アイヌ・プロダクツについて、民間が主体に開発・制作等を進める意欲増進に向けて、道において制作したアイヌ・プロダクツのオリジナルモデルや商品化モデル、アイヌ・プロダクツの改良過程や検討状況等を記録したマニュアル映像を用い、様々な広告媒体により効果的にPRすること。

また、具体的な開発・制作等を進めるため、アイヌ伝統工芸家、アイヌ工芸品生産者、木工・縫製事業者、工芸品を取り扱う事業者等とのマッチングイベントを開催すること。

ア HP等によるPR

(ア) 特設サイトの開設運営

アイヌ・プロダクツを含めアイヌ工芸品に係るインターネット上のサイトを開設し、運営することとし、サイトの内容は、紹介・発信・情報提供などに効果的であり、人々の興味や関心を引くものとする。また、次のコンテンツ等は必ず、設定すること。

- ①アイヌ・プロダクツの改良過程や検討状況等を記録したマニュアル映像
- ②アイヌ工芸品の魅力や作り手の紹介等
- ③アイヌ工芸品の取扱店舗やオンラインショップ等の情報提供
- ④ユーチューブ等のオンライン動画共有プラットフォームのほか、ツイッターやインスタグラム、フェイスブック等、双方向の利用可能なSNS等の活用

(イ) その他

令和3年度事業で製作したアイヌ・プロダクツの改良過程や検討状況等を記録したマニュアル映像については、企画提案者からの申込みによりその記録媒体を貸与する。

また、既存の映像の活用であることを鑑み、可能な限り速やかにPRを開始し、少なくとも6月以上の発信・PR期間を確保すること。

イ マッチングイベント開催

アイヌ・プロダクツの民間における開発・制作や「アイヌ工芸品等」の新たな販路拡大を進めるためのマッチングイベントを次のとおり開催すること。

(ア) 開催場所

札幌市内、東京都内

(イ) 開催日数

各1日以上

(ウ) 会場

感染症対策に配慮しつつ、会場を選定すること。

(エ) 開催内容

- ①新商品開発を目指す工芸家や製造事業者等とのマッチング
- ②新たな販路拡大を目指す工芸家や販売事業者等とのマッチング

(オ) 対象数

それぞれ10組以上

(カ) その他

札幌での開催にあたっては、アイヌ関連イベントとの共催を可とし、東京都内での開催にあたっては、「北海道展」等の予定されるイベントとの共催を可とする。

いずれも効果的なイベントを企画提案し、実施すること。

(4) アイヌ工芸品の模倣品対策

模倣品問題に関して、各自治体、業界団体等が実施している模倣品対策について調査し、アイヌ文化（アイヌ文様・「アイヌ工芸品等」などの有形のもの）への応用・実践を検討した報告書を作成すること。

ア 調査・検討

道内のアイヌ文化（アイヌ文様・「アイヌ工芸品等」などの有形のもの）に応用等することが可能と見込まれる他の伝統文化等に関する模倣品対策の実践例について、道内はもとより、国内における模倣品対策について調査を行い、対策の検討時から具体的実施、実施主体までの経過等を5例以上整理すること。

なお、実践例の中には、有形の伝統文化等を知的財産として保護・管理・活用する仕組み（以下「認証制度」という。）を必ず含めること。

イ 報告書作成

上記のアで整理した実践例をもとに、アイヌ文化に応用実践することを検討し、それぞれの場合の課題や問題点などを含めた「アイヌ工芸品模倣品対策調査報告書」を作成すること。

ウ その他

アイヌ工芸品模倣品対策調査報告書の作成について、将来の道内での実践を想定し、効果的、具体的な内容となるよう、調査期間を含め企画提案を行うこと。

(5) 工芸関連学生等へのアイヌ工芸伝承

道内の木工や造形、デザイン等を履修している高校、専門学校及び大学を対象に、アイヌの伝統的技術による工芸品製作の担い手となってもらえるよう、アイヌ工芸家による技術伝承の場や機会を確保すること。

ア 出前講座の開催

アイヌ工芸品等の製作技術等を、アイヌ工芸家から、直接、学ぶことができる出前講座を開催すること。

(ア) 実施回数

木彫を3回以上

(イ) 対象学校

アイヌ工芸品等に興味関心を持つことが期待できる生徒・学生が在籍する高校、専門学校及び大学

(ウ) 受講人数

実人員50名以上（多人数とならないよう配慮して実施すること）

イ インターン研修の実施

道内の木工や造形、デザイン等を履修している高校、専門学校及び大学から公募により対象者を選定し、集中的に製作技術を習得してもらえるよう、「木彫」を専門とするアイヌ工芸家のもとに派遣するインターン研修を実施すること。

(ア) 実施回数

「木彫」を2回以上

(イ) 対象学校

アイヌ工芸品に興味関心を持つことが期待できる生徒・学生が在籍する高校、専門学校及び大学

(ウ) 派遣期間

連続した5日間以上

(エ) 派遣人数

実人員10名以上（多人数とならないよう配慮して実施すること）

(オ) 派遣者の選定

派遣者は道と協議の上決定すること。

(カ) その他

受講に係る必要な手配は受託者が実施し、旅費、宿泊費、受講料等の必要な経費は受託者の負担とする。

(6) その他

上記のほか、目的の達成に資する独自または連携企画について提案すること。

本事業の実施内容、時期、期間については、新型コロナウイルスの感染状況を考慮し適切に対応すること。

3 業務処理にあたっての留意事項

(1) 各業務のねらいを達成するため最適な事業の計画を立てること。

(2) 企画に基づく事業の実施を行うこと。

ア 業務に当たっては、効果的な時期、内容、広報媒体を選定した上で実施するとともに、事前に委託者や関係機関に確認を行った上で実施すること。

イ 業務の実施に当たっては、発生する経費（事業の運営、控え室、会場設営等に係る費用等）は、受託者が負担し、併せて必要な連絡調整を行うこと。

ウ 業務の実施に当たっては、必要な施設・設備及び人員の確保、資料等の手配を行うとともに、集客が必要なイベントには適切な広報を行うこと。

エ 各業務の進行管理を適切に行うこと。

オ 事業の効果を高めるため、応援企業等との協働による取組の推進・調整に努めること。

(3) 業務の進捗状況等を確認するため、月1回以上定例的に道と会議を行うこと。

4 成果品の提出

以下の成果品について、委託期間内に提出すること。

(1) 提出する成果品

ア 2の(1)、(2)の結果を取りまとめた報告書

・納入部数等

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体10部（A4判）とし、電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。

イ 2の(3)で作成した「アイヌ工芸品模倣品対策調査報告書」

・納入部数等

電子媒体（CD-R又はDVD-R）1部及び紙媒体10部（A4判）とし、電子媒体はパワーポイント等編集が可能なものとする。

ウ 提出する期限の1月前（令和5年2月17日（金））までに報告書の案を提出すること。

(2) 納入期限

令和5年3月17日（金）

(3) 納入場所

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

(4) 著作権等

本委託業務における成果品の所有権は委託者に帰属する。

5 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 単体の法人若しくは団体又は複数の法人、団体の連合体（以下、「コンソーシアム」という。）であること。

なお、単体の法人若しくはコンソーシアムは、観光、文化、催事、広報等それぞれの業務に関して専門的なノウハウ、あるいは横断的なネットワーク等を有する事業者及び、地域の交流資源や事業者との連携強化を喚起する趣旨から、事業の活性化を担う団体、企業を含むこと。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被補佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者含まれない）でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

ウ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

エ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等でないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く、以下同じ）

(イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く）。

(ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

(イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

(ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

ケ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。

コ 特定非営利活動法人の場合にあつては、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

(3) コンソーシアムの代表者及び単体企業等は、道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む）を有する企業、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人（以下、「特定非営利活動法人」という）、その他法人又は法人以外の団体であること。

6 業務上の留意事項

(1) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、委託者と受託者が協議し決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

(3) 新型コロナウイルス感染症に伴い、イベントの開催が困難になる等、事業実施の前提条件が変化した場合の代替的な対応案についても、併せて企画提案すること。

7 審査項目

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 事業者の適格性

ア アイヌ文化及び工芸品への理解が適切であり、広告宣伝、イベント実施、PR業務に関し、十分な実績を持ち、関連業務のノウハウを有する事業者とのネットワークを有しているか。

イ 実施スケジュールが適切であり、提案内容が確実に実施される業務執行体制を有しているか。

(2) 企画提案内容の適合性

ア アンテナショップの開設

(ア) アンテナショップを開設する際に、集客が見込める立地条件や開設期間は調査の実施にあたって適切な計画となっているか。

(イ) 販売する工芸品の種類等、仕入れを含めた運営方法は適切か。

イ オンラインショップの開設

(ア) オンラインショップを開設する際に、利用者が十分見込まれる等、開設方法が十分に検討されており、調査が適切に実施できる内容か。

(イ) 販売する工芸品の種類等、仕入れを含めた運営方法は適切か。

ウ アイヌ・プロダクツのPR等

(ア) アイヌ・プロダクツ等特設サイトの開設・運営が、アイヌ・プロダクツの開発・改良の過程と併せて、アイヌ工芸品等の魅力や取扱店舗等の情報が十分に発信でき、オンライン動画共有プラットフォームやSNS等を活用した内容か。

(イ) マッチングイベントの開催内容が十分に該当する参加者を確保できるか。

エ アイヌ工芸品の模倣品対策

調査の方法が、模倣品対策の実践例について、対策の検討時から具体の実施主体までの経過等を「認証制度」を含めて的確に把握できる内容であるか。

オ 工芸関連大学生等へのアイヌ工芸伝承

(ア) 出前講座

アイヌ工芸品に興味関心を持つことが期待できる生徒・学生が積極的に参加できる内容であること。

(イ) インターン研修

インターン研修が、アイヌ工芸品に興味関心を持つことが期待できる生徒・学生が積極的に参加できる内容で受け入れ先との連携が十分取られているか。

カ その他

(ア) 目的の達成に資する独自または連携企画は適切な内容か。

(イ) 新型コロナウイルス感染症に伴う代替的対応案が盛り込まれており、その案が具体的かつ実現可能な内容か。

8 予算上限額

20,625千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

9 委託期間

委託契約日から令和5年3月27日(月)まで

10 資格審査申請書、企画提案書の提出方法

(1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年5月10日(火)17時必着

イ 提出場所 10の(4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

エ 提出様式 別添1のとおり

オ 提出部数 1部

(2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数

ア 提出期限 令和4年5月27日(金)17時必着

イ 提出場所 10の(4)に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)

- エ 提出様式 別添2のとおり
オ 提出部数 7部（法人名等については、1部のみに記載し、残り6部については、それらに記載しないこと。また、文中にも法人名等を記載しないこと。）

(3) 質問の受付

電子メール（メールアドレス：kansei.ainu@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。

「件名」に【質問：アイヌ工芸品販路拡大・担い手育成事業（企業名を記載）】と明記し、本文に事業者名、担当者職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上で、質問事項を記載してください。

なお、質問内容の趣旨等の確認をさせていただく場合があります。

送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課

担当 主査 大野 仁嗣

電話 011-231-4111（内線24-135）

FAX 011-232-4107

1.1 その他

- (1) 企画提案に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 企画提案書等を参加期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。
- (4) 本業務の成果品に係る著作権は委託者に帰属する。
- (5) 手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本円
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 関連情報を収集するための窓口
1.0の(4)に同じ
- (8) プロポーザルに関する説明
提出された企画提案書の内容についてヒアリングを行う。
企画提案書が6者以上の場合、あらかじめ審査調書に基づく採点のみによって1次審査を行い、5者の企画提案書を選定の上、当該企画提案書を提出した提案者に対して、ヒアリングを行うものとする。
- (9) 審査結果及び特定者名
公表する。